

法令適用事前確認手続 提出資料一式

砕石の搬入・計量・伝票処理・荷下ろし・
ヤード内重機押込み等を含む役務提供契約に関する照会資料

照会法令 想定条項	貨物自動車運送事業法 第2条第2項・第3条
提出資料	照会書、事案概要、業務フロー図、業務内容一覧表、契約書案、確認書案、注文書案、見積書案、請求書案、日報例、資格資料、補足説明資料
備考	本資料は、予定する契約・作業・請求の全体像を個別具体的事実として示すための提出用一式です。

提出資料目次

番号	資料名	内容
1	照会書	法令適用事前確認手続照会書（本件の照会事項・事実関係・照会者見解）
2	事案の概要	当事者、出荷元、搬入先、作業の全体像及び照会の趣旨
3	業務フロー図	砕石会社での積込みから生コン製造会社での押込み・清掃までの流れ
4	業務内容一覧表	各工程で実施する具体的役務の一覧
5	役務提供基本契約書（案）	砕石屋→個人ダンプ間の基本契約
6	個別作業確認書（案）	現場ごとの具体的作業内容確認書
7	注文書／発注書（案）	役務提供内容を反映した発注書面
8	見積書（案）	役務提供内容を反映した見積書面
9	請求書（案）	実態反映版の請求書面
10	日報・作業記録例	計量、伝票処理、荷下ろし、押込み、清掃等の記録例
11	車両系建設機械資格関係資料	技能講習修了証等の写し又は添付メモ
12	補足説明資料	役務提供性、運搬工程の位置付け、請求名目の考え方

法令適用事前確認手続（照会書）

令和8年4月16日

国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課 御中

照会者名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

行政書士 和田翔

住所：名古屋市緑区高根山1丁目704番地サンライズヒルズB棟101号

電話：090-3568-3710

メール：info.wadahoumu@gmail.com

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあつては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

貨物自動車運送事業法第2条第2項及び第3条

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

(1) 当事者

発注者は碎石を販売する会社A、受注者は白ナンバーのダンプ車両を使用する個人事業主B、搬入先は生コン製造を行う会社Cである。

(2) 契約関係

BはAとの間で、碎石の単純な配送受託ではなく、出荷元における積込み対応、計量、伝票処理、搬入先における受入れ対応、荷下ろし、ヤード内重機作業及び清掃等を含む役務提供契約を締結し、案件ごとに個別作業確認書を作成する予定である。

(3) 出荷元Aにおける業務

Bは、Aの碎石場において、20～5センチ程度の碎石の積込み又は積込み補助を行い、その後、計量機に乗車し、自ら端末を操作して伝票を出力し、必要な提出を行う。

(4) 搬入先Cにおける業務

Bは、C到着後、再度計量機に乗車し、自ら端末を操作して伝票を出力し、控え用と提出用を仕分けた上で、A分及びC分の各伝票を提出する。その後、Cのヤード内に碎石を荷下ろしする。

(5) 荷下ろし後の重機作業

Bは、荷下ろし後、車両系建設機械に該当するショベルカーを用いて、ヤード内において碎石を奥へ押し込む作業を行うことが通常業務に含まれている。当該作業には車両系建設機械の資格が必要である。

(6) 付随作業

Bは、必要に応じて、荷下ろし箇所周辺の清掃その他受入れ後の付随作業を行う。

(7) 運搬工程の位置付け

本件における碎石の移動は、上記の積込み対応、計量、端末操作、伝票処理、荷下ろし、ヤード内重機押込み作業及び清掃等を含む一連の受入れ・処理関連業務を遂行するために必要な工程の一部として行われる。

(8) 対価の考え方

Bが受領する対価は、単純な搬送行為に対する「運賃」又は「運搬代」としてではなく、上記各工程を含む一連の役務提供全体に対するものとして整理する予定であり、単純に運搬距離又は運搬回数のみによって算定されるものではない。

(9) 添付資料

上記業務内容及び対価の整理は、1.照会書 2.事案の概要 3.業務フロー図 4.業務内容一覧表 5.役務提供基本契約書（案） 6.個別作業確認書（案） 7.注文書／発注書（案） 8.見積書（案） 9.請求書（案） 10.日報・作業記録例 11.車両系建設機械資格関係資料 12.補足説明資料により具体化される。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

(1) 照会事項

役務提供基本契約書（案）、個別作業確認書（案）、注文書／発注書（案）、見積書（案）、請求書（案）、日報・作業記録例、車両系建設機械資格関係資料、補足説明資料に基づき、出荷元における積込み対応、計量、端末操作、伝票出力・提出、搬入先における計量、伝票処理、荷下ろし、ヤード内での車両系建設機械による碎石押込み作業、清掃等を含む一連の役務提供として行おうとする業務が、貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業に該当し、同法第3条所定の許可を要するものに当たるか。

(2) 照会者の見解及びその根拠

照会者としては、本件業務は、碎石の単純な配送受託としてのみ整理されるものではなく、出荷元における積込み対応、計量、端末操作、伝票出力・提出、搬入先における計量、伝票処理、荷下ろし、ヤード内での車両系建設機械による碎石押込み作業、清掃等を含む一連の役務提供としての性格を有すると考える。

特に、搬入先において、荷下ろし後に有資格者としてショベルカーを用いたヤード内重機作業を行う点は、単純な運送行為の後に通常付随する程度の行為にとどまらず、搬入先の受入れ及び処理関連業務の一部を構成するものと考えられる。

もっとも、貨物自動車運送事業法該当性については、名目の如何にかかわらず、個別の運送形態を踏まえて実質的に判断されるものと理解しているため、上記個別具体的事実及び添付資料を前提として、本件業務が同法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業に該当するか否かにつき確認したい。

(3) 特に確認したい点

① 碎石の移動工程が含まれていても、上記のような出荷処理・受入れ処理・ヤード内重機作業が通常業務として含まれる場合、本件業務を単純な有償運送としてのみ評価すべきか。

- ② 対価を、積込み対応、計量、端末操作、伝票処理、荷下ろし、重機押込み作業、清掃等を含む一連の役務全体に対するものとして整理する場合であっても、なお当然に「運送の対価」と評価されるか。
- ③ 本件のように、搬入先ヤードにおける車両系建設機械を用いた押込み作業が通常業務として組み込まれている場合、当該事情は業務全体の法的評価にどのように影響するか。

以上

2. 事案の概要

事実関係を簡潔に整理した説明資料です。

項目	内容
発注者	A 社（碎石販売会社）
受注者	B（白ナンバーダンプを使用する個人事業主）
搬入先	C 社（生コン製造会社）
主な品目	20～5cm 程度の碎石、砂等
出荷元での作業	積込み又は積込み補助、計量機乗車、端末操作、伝票出力・提出
搬入先での作業	計量機乗車、端末操作、伝票出力・提出、荷下ろし、碎石の押込み、清掃等
重機作業	ショベルカー等を用いたヤード内押込み作業（車両系建設機械資格を要する場合あり）
対価の整理	単純な運賃ではなく、出荷・受入れ対応を含む一連の役務の対価として整理予定
照会の趣旨	本件を単純な有償運送とみるべきか、それとも現場役務の中の必要工程を含む業務として整理し得るか確認する。

3. 業務フロー図

実際の作業順序を可視化した一覧です。運搬のみで終わらないことが分かるよう、出荷元・搬入先双方の作業を記載しています。

工程	内容
STEP 1	A 社で碎石を積込み又は積込み補助
STEP 2	計量機に乗車し、端末操作により伝票を出力
STEP 3	必要な伝票を仕分けし、控え伝票を提出
STEP 4	C 社へ搬入
STEP 5	到着後、計量機に乗車し、端末操作・伝票出力
STEP 6	伝票を仕分けし、A 社・C 社向けの控えを提出
STEP 7	ヤードで荷下ろし
STEP 8	ショベルカー等に乗車し、碎石をヤード奥へ押し込む
STEP 9	必要に応じて周辺を清掃し、作業完了

4. 業務内容一覧表

各作業を「どこで」「何を」「なぜ」行うかに分けて整理した表です。

場所	作業内容	具体的行為	備考
A 社碎石場	積み込み対応	自ら積み込む、又は積み込み補助を行う	出荷前工程
A 社碎石場	計量・伝票処理	計量機乗車、端末操作、伝票出力・提出	重量確認
搬送中	移動工程	A 社から C 社まで碎石を搬入	必要工程
C 社ヤード	計量・伝票処理	計量機乗車、端末操作、伝票出力・提出	受入前工程
C 社ヤード	荷下ろし	指定場所で荷下ろし	受入作業
C 社ヤード	重機押込み	ショベルカー等で碎石を奥へ押し込む	資格要
C 社ヤード	整理・清掃	周辺の掃き掃除等を行う	付随作業

役務提供基本契約書

甲（発注者）と乙（受注者）は、碎石等の出荷・搬入・受入れ関連作業に関する役務提供について、以下のとおり基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、乙が、甲の指定する出荷元及び搬入先において、碎石等の積込み対応、計量、端末操作、伝票出力・提出、搬入、荷下ろし、ヤード内重機作業、清掃その他これらに付随する現場対応を一体として行う役務提供の基本条件を定めることを目的とする。

本契約における役務は、単に碎石等を搬送する行為のみに限られず、出荷元及び搬入先における受渡し・受入れのための一連の作業を含むものとする。

第2条（業務内容）

乙が行う業務の内容は、個別作業確認書で定めるほか、概ね次の各号のとおりとする。

- ① 出荷元における碎石等の積込み又は積込み補助、積込み位置調整、安全確認対応
- ② 出荷元における計量機への乗車、端末・パソコン操作、伝票出力、控え伝票の仕分け及び提出
- ③ 搬入先への搬入、到着報告、計量機への乗車、端末・パソコン操作、伝票出力、控え伝票の仕分け及び提出
- ④ 搬入先ヤードにおける荷下ろし位置確認、荷下ろし対応
- ⑤ 荷下ろし後における、車両系建設機械を用いた碎石等の押込み、集積、整形その他ヤード内受入れ関連作業
- ⑥ ほうき等を用いた清掃その他受入れ作業に付随する軽作業
- ⑦ 前各号に付随する待機、順番調整、安全指示対応その他の現場対応

第3条（個別作業確認書）

個別の案件ごとの品目、数量の目安、出荷元、搬入先、作業日、作業時間帯、重機作業の有無、対価その他必要事項は、甲乙間で個別作業確認書により確認する。

個別作業確認書は本契約の一部を構成する。

第4条（重機作業）

乙が搬入先ヤード内において車両系建設機械を用いた押込み、集積又は整形作業を行う場合、乙は必要な資格・技能講習等を有する者を従事させるものとする。

甲は、乙に対し、重機作業を行う場所、作業範囲及び安全上必要な事項を明示するよう努めるものとする。

第5条（指示系統）

乙は、出荷元においては出荷元担当者、搬入先においては搬入先担当者又は甲が指定する担当者の安全・受入れに関する指示に従って業務を行う。

もつとも、乙は本契約に基づく独立した受注者として、自己の責任において業務遂行上の判断を行う。

第6条（対価）

甲は乙に対し、本契約及び個別作業確認書に基づく役務提供の対価として、作業協力料、計量・伝票処理対応料、ヤード内押込み作業料、清掃等付随作業料その他個別確認書に定める金額を支払う。

前項の対価は、単独の運賃又は運送料のみとして整理するのではなく、本契約上の一連の役務提供全体に対する対価として整理する。

第7条（請求及び支払）

乙は、毎月末日締め又は甲乙協議により定めた締日に、個別作業確認書、伝票控えその他必要資料に基づき請求書を作成し、甲に提出する。

甲は、翌月末日限り又は甲乙協議により定めた支払日に、乙の指定口座へ振込送金の方法により支払う。振込手数料の負担は 甲 / 乙 とする。

第8条（帳票類の整合）

甲乙は、契約書、個別作業確認書、注文書、請求書、日報、伝票等の記載内容が相互に整合するよう努める。

本契約の内容と相違する運用が生じたときは、甲乙は速やかに協議し、必要に応じて書面を修正する。

第9条（安全衛生及び法令遵守）

甲乙は、関係法令及び現場ルールを遵守し、安全に配慮して本契約上の業務を行う。

法令上又は運用上疑義が生じた場合には、甲乙は直ちに協議し、必要に応じて作業内容、契約内容又は請求方法を見直す。

第10条（秘密保持）

甲乙は、本契約に関連して知り得た相手方の営業上又は業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

第11条（契約期間）

本契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、期間満了1か月前までに甲乙いずれからも書面による異議がないときは、同一条件で1年間更新する。

第12条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

甲（発注者）

乙（受注者）

住所：

住所：

名称：

屋号：

代表者：

氏名：

署名又は記名押印：

署名又は記名押印：

【参考：本契約で想定する役務の流れ】

段階	主な作業	備考
出荷元	積み込み又は積み込み補助、計量、端末操作、伝票出力・提出	自分で積む場合・積んでもらう場合の双方を想定
搬入	指定先への移動、到着報告	必要に応じて待機あり
搬入先	計量、端末操作、伝票出力・提出、荷下ろし	生コン会社ヤードでの受入れ対応
荷下ろし後	ショベルカー等による碎石押込み、集積・整形、清掃	車両系建設機械資格を要する場合あり

個別作業確認書（碎石屋 → 生コン会社対応）

発注者（甲）：

受注者（乙）：

確認日：令和 年 月 日

項目	記載内容
出荷元	A社 / その他（ ）
搬入先	C社 / その他（ ）
品目	碎石 / 砂 / その他（ ）
作業日・時間帯	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分
使用車両	ダンプ（車番： ）
重機作業	有 / 無 機種：ショベルカー・その他（ ）
担当指示者	出荷元： 搬入先： 甲担当：

1. 当日実施する作業（該当欄にチェック）

No.	作業項目	実施	備考
1	出荷元での積込み又は積込み補助	<input type="checkbox"/>	自分で積む／積んでもらう
2	出荷元での計量機乗車	<input type="checkbox"/>	
3	出荷元でのパソコン・端末操作	<input type="checkbox"/>	伝票出力を含む
4	出荷元伝票の仕分け・提出	<input type="checkbox"/>	控え・提出用の整理
5	搬入先での計量機乗車	<input type="checkbox"/>	
6	搬入先でのパソコン・端末操作	<input type="checkbox"/>	伝票出力を含む
7	搬入先伝票の仕分け・提出	<input type="checkbox"/>	控え・提出用の整理
8	ヤードでの荷下ろし	<input type="checkbox"/>	
9	ショベルカー等による碎石押込み作業	<input type="checkbox"/>	車両系資格が必要な場合あり
10	ヤード内での集積・整形	<input type="checkbox"/>	
11	ほうき等による清掃	<input type="checkbox"/>	
12	待機・順番調整・安全指示対応	<input type="checkbox"/>	

2. 当日の作業内容メモ

3. 対価整理（例示）

区分	単価／数量	金額
出荷・搬入対応を含む作業協力料		
計量・端末操作・伝票処理対応料		
ヤード内押込み・集積・整形作業料		
清掃その他付随作業料		
合計		

4. 確認欄

確認事項	確認
本確認書の内容どおり作業を実施した	<input type="checkbox"/>
伝票控えを添付した	<input type="checkbox"/>
重機作業を実施した場合、必要資格を有する者が従事した	<input type="checkbox"/>
請求書の記載内容を本確認書と整合させる	<input type="checkbox"/>

甲（発注者）

乙（受注者）

住所：
名称：
代表者：

住所：
屋号：
氏名：

署名又は記名押印：

署名又は記名押印：

7. 注文書／発注書 サンプル

発注者：A 社

受注者：B（個人事業主）

件名：碎石出荷・搬入・受入れ対応等業務委託

対象日：令和 年 月 日

搬入先：C 社

品目：20～5cm 碎石／砂 等

以下の業務を一体として発注する。単純な運搬のみを目的とするものではない。

- 碎石場での積み込み又は積み込み補助
- 出荷元での計量機乗車、端末操作、伝票出力・提出
- 搬入先での計量機乗車、端末操作、伝票出力・提出
- ヤードでの荷下ろし
- ヤード内での車両系建設機械による碎石押込み作業
- 必要に応じた整理・清掃等の付随作業

対価：個別作業確認書及び請求書記載の役務対価による。

備考：安全指示、現場ルール及び資格要件を遵守すること。

8. 見積書 サンプル

宛先：A社 御中

件名：砕石出荷・搬入・受入れ対応等業務 見積

項目	内容	単価	金額
基本役務	積み込み対応、計量、伝票処理、荷下ろし対応	¥	¥
重機作業	ヤード内での砕石押し込み作業	¥	¥
付随作業	整理・清掃等	¥	¥

請求書 (サンプル)

請求元	請求先
屋号：〇〇ダンプ 氏名：〇〇 〇〇 住所：〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇 TEL：000-000-0000 インボイス登録番号：T1234567890123	株式会社 A 御中 請求日：20XX年X月X日 請求書番号：INV-RE-001 支払期日：20XX年X月X日 件名：20XX年X月分 砕石出荷・納入対応等作業協力料

ご請求金額 (税込)	¥ 342,100
------------	-----------

No.	作業内容	対象日	数量	単価	金額
1	A社における砕石積み込み対応・計量機乗車・ 端末操作・伝票出力および提出	20XX/4/1~ 4/10	10回	8,000円	80,000円
2	C社到着後の計量機乗車・端末操作・伝票出 力・控え分別および提出	20XX/4/1~ 4/10	10回	7,500円	75,000円
3	ヤードでの荷下ろし後、車両系建設機械によ る砕石押込み作業	20XX/4/1~ 4/10	10回	15,000円	150,000円
4	荷下ろし後の受入れ場所清掃・ほうき掛け等 の付随作業	20XX/4月分	1式	6,000円	6,000円
小計					311,000円
消費税 (10%)					31,100円
合計金額					342,100円

10. 日報・作業記録例

作業日	令和 年 月 日	発注者	A 社
出荷元	A	搬入先	C
品目	碎石／砂	車両	白ナンバーダンプ
重機作業	有・無	資格確認	済・不要
開始時刻		終了時刻	
備考			

主な作業内容

- 積込み又は積込み補助
- A 社での計量・端末操作・伝票出力
- C 社での計量・端末操作・伝票出力
- 荷下ろし
- 重機押込み
- 整理・清掃

11. 車両系建設機械資格関係資料 添付メモ

ヤード内でショベルカー等を用いた碎石押込み作業を行うため、必要に応じて車両系建設機械資格に関する資料を添付する想定です。

添付候補資料

- 1. 車両系建設機械運転技能講習修了証の写し
- 2. 重機作業を通常業務に含むことを示す作業確認書又は日報例
- 3. ヤード内押込み作業の安全指示又は作業ルールメモ

12. 補足説明資料（役務提供性の整理）

本件業務は、碎石を単に A 社から C 社へ配送するのみのものではなく、出荷元での積込み対応、計量、端末操作、伝票出力・提出、搬入先での計量、荷下ろし、ヤード内での重機押込み、整理清掃等を含む。

したがって、運搬行為は一連の現場役務を完結させるための必要工程の一部として位置付けられる。

もっとも、契約名称のみで判断されるものではなく、契約書、作業確認書、請求書、日報等を通じて実態と整合することが重要である。